

IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正

重要ポイント

- ▶ デュー・プロセス・ハンドブックの修正が IFRS 財団より 2020 年 8 月に公表された。
- ▶ デュー・プロセス監督委員会 (DPOC) がハンドブックに責任を担う。
- ▶ 以下の主要な領域に関する文言が修正により明確化されている。
 - ・アジェンダ決定
 - ・影響分析
 - ・IASB の作業計画
 - ・公表される教育的資料
 - ・IFRS タクソミ

背景

IFRS 財団の評議員会(以下、評議員会)は 2020 年 8 月、「デュー・プロセス・ハンドブック(以下、本ハンドブック)」の修正を公表した。本ハンドブックは、基準設定、IFRS 基準の首尾一貫した適用を支える様々な資料の開発及び IFRS タクソミに関連して、国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)及び IFRS 解釈指針委員会(以下、解釈指針委員会)に適用されるデュー・プロセス(適正手続)を定めている。本ハンドブックは、評議員会のデュー・プロセス監督委員会(以下、DPOC)が責任を担う。

DPOC は、本ハンドブックが引き続き現在の世界情勢の中でその目的に適い、適切な実務を反映するために本ハンドブックの見直しを決定した。本ハンドブックの修正に関する提案として 2019 年 4 月に公開草案(ED)が公表され、当該修正案に対してコメントが募集された。寄せられたコメントを審議した上で、DPOC は 2020 年 6 月に本修正を最終承認した。本修正は、本ハンドブックを全面的に書き換えたものではなく、むしろアジェンダ決定、提案されている新しい又は改訂基準に関する IASB の影響分析、IASB の作業計画及び教育的資料に関する文言の修正及び明確化を図ったものである(その他に、いくつかのトピックも含まれる。)主な修正部分の詳細を以下で述べる。

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定

解釈指針委員会は、提起された論点に対処するのに基準設定は必要ないと判断する場合には、なぜそれが不必要かを説明するためにアジェンダ決定を公表する。アジェンダ決定には基準の首尾一貫した適用を支える目的で、質問において提起された事実に対して、現行 IFRS 基準がどのように適用されるかについての説明が通常含まれている。

アジェンダ決定の適用時期と権威

関係者はアジェンダ決定の適用時期と権威について疑問を呈した。ED では以下を明確化することが提案されていた。

- ・ アジェンダ決定における説明的記述の目的及び性質
- ・ アジェンダ決定は、IFRS 基準そのものではないこと
- ・ アジェンダ決定は有用で、情報価値があり、説得力のあるもの、という文言を維持すること

ED のコメント提供者は一般に、アジェンダ決定に関する記述を改善するという目的には同意したが、その記述とアジェンダ決定の実務での適用のされ方との矛盾に苦慮していた。すなわち関係者の多くは、アジェンダ決定の適用は実務では強制されていると感じていた。

アジェンダ決定によって IFRS 基準に規定が加えられることも変更されることもないが、その説明的記述により基準の原則及び規定が具体的な事例にどのように適用されるかが明確化される。DPOC は、説明的記述について、「有用で、情報価値があり、説得力のあるもの」という文言をより強い表現に置き換えた。修正版では、アジェンダ決定の説明的記述の権威は IFRS 基準から生じ、そのため企業は十分な時間を与えられることを前提に、アジェンダ決定における説明的記述を反映した関連する IFRS 基準を適用しなければならないと述べられている。

DPOC は、会計方針の変更を行うのに十分な時間はどの程度かを決定するためには、企業が自己の置かれた特定の状況において事実に基づき判断することが必要な点を明確にしている。しかし、企業は会計方針の変更を適時に行うことを期待され、重要性がある場合には、会計方針の変更に関する開示が IFRS 基準で要求されるか、検討することが期待される。DPOC は、プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント¹の中で、十分な時間が何を意味するのかについて追加で説明している資料(特に、Sue Lloyd 氏の記事「アジェンダ決定—time is of the essence」²)が、ハンドブックよりも容易にアクセス可能な形式で財団のウェブサイトに掲載されていることに言及している。Sue Lloyd 氏は記事の中で、IASB は十分な時間について、「数年ではなく数か月の単位」を念頭に置いていと述べている。また、「変更は適時に行われる必要がある。すなわち、アジェンダ決定の記述は、現行規定の適用方法を確認するものなので、できる限り早くかつ迅速に適用される必要がある」と述べている。

アジェンダ決定の記述の改善

ED では、アジェンダ決定に含まれる説明的記述は、これがなければ入手可能でなかった、また入手できることも合理的に見込まれなかった「新しい情報」を含むことがある、と説明することが提案されていた。コメント提供者は、アジェンダ決定で IFRS 基準に規定が加えられることもなければ変更されることもないため、「新しい情報」への言及は混乱を招くと指摘した。DPOC はそれを踏まえ、「新しい情報(new information)」の代わりに「追加的な知見(additional insights)」と言及する形でアジェンダ決定の記述を修正した。これには、アジェンダ決定から生じる会計方針の変更は、必ずしも過年度の誤謬の訂正には該当しないという意図が込められている。

アジェンダ決定のデュー・プロセスの向上

ED では、アジェンダ決定のデュー・プロセスについては何の変更も提案されなかったが、一部のコメント提供者は、アジェンダ決定の実務での適用のされ方に鑑み、公表のための投票要件を強化すべきであると提案した。DPOC はこれに合意し、上述のアジェンダ決定の権威の明確化と整合させる形で、アジェンダ決定の最終化プロセスに IASB を正式に関与させることを決定した。

¹ [Project Summary and Feedback Statement - Amendments to the Due Process Handbook](#)

² [Agenda decisions - time is of the essence](#), by Sue Lloyd, ifrs.org.

本ハンドブックの paragraph 8.7 において、アジェンダ決定が公表される前に、(アジェンダ決定を議論することが実務的に可能な最初のボード会議で)IASB は、アジェンダ決定に反対するかどうか、特に基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないという解釈指針委員会の決定に反対するか否かを議決することが明確にされた。さらに IASB は、そのアジェンダ決定により、基準に新たな規定が追加されることも変更されることもない点に関し、解釈指針委員会に合意するかどうかも議決することになる。仮に 4 人以上の IASB メンバーがこれに反対する場合、アジェンダ決定は公表されないことになり、IASB は代わりにどのように対処すべきかを決定することが要求される。DPOC は、これらの取り扱いにより、アジェンダ決定は IFRS 基準を反映し、(適用される状況であれば)必ず適用されなければならないという概念が担保されると考えている。

弊社のコメント

アジェンダ決定の適用時期及び権威に関する文言を強化及び明確化するこの DPOC の努力によって、IFRS 適用における比較可能性と首尾一貫性は向上するはずである。

IASB のアジェンダ決定

ED では、IASB にアジェンダ決定を公表する能力を付与することが提案されていた。すなわち、新しい IFRS 基準が公表されたがまだ未発効である場合等において、IASB が説明的資料を提供する新しい仕組みを提案していた。この提案はコメント提供者から十分な支持が得られず、それらのコメント提供者は、この提案によって解釈指針委員会のアジェンダ決定プロセスに余分な複雑性と混乱がもたらされると感じた。DPOC はそうした懸念を認め、限定的な状況ではあるがアジェンダ決定を公表する能力を IASB に付与することには一定の便益があると依然として考えたものの、当該提案を最終化しないことを決定した。

影響分析

ED では、新しい規定の影響を分析するプロセスは、当該規定の開発段階全体を通じて行われるべきことを明確化し、IASB が様々な段階でその見解をどのように報告すべきかを明確化することが提案されていた。DPOC はまた、高品質の基準開発と金融の安定化は関連性を有するものと考え、当該影響分析の範囲に金融安定化への言及も含まれるべきであると提案した。新しい規定が金融の安定化に及ぼす影響を評価することは IASB の領域を超えると述べるコメント提供者もあり、この点に関するコメント提供者の意見にはばらつきが見られた。しかし、DPOC は、透明性と金融安定化との関係をより詳述した上で、本ハンドブックに提案された当該修正を最終化することを決定した。

教育的資料

ED では、IFRS 財団が作成する教育的資料の広範な分類をより明確化し更新すること、及び特定の IASB メンバーによるレビューを要求することで、それぞれの種類に求められる最低限のレビューのレベルを改善することを提案していた。コメント提供者の大半がこれらの提案を支持したことから、DPOC は当該修正案を最終化した。

作業計画

IASBが作業バランスや作業の戦略的な方向性に関する正式なインプットを継続的に得ることができるように、EDでは、ある主要プロジェクトが直近のアジェンダ・コンサルテーションにおいて具体的に扱われていない中でそれを作業計画に加えるのであれば、IASBはそうする前に会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)と協議することが要求されることを提案していた。一方、あるプロジェクトが直近のアジェンダ・コンサルテーションで取り扱われている場合には、IASBは当該プロジェクトを調査プログラムから基準設定プログラムに移す前にIFRS諮問会議及びASAFと協議しなければならないとする現在の要求事項を撤回することも提案されていた。多くのコメント提供者がこれらの提案に合意したため、DPOCは当該修正案を最終化した。

IFRS タクソノミ

EDは、IFRS タクソノミのデュー・プロセスの監督に関するDPOCの役割を特定することに加え、本ハンドブックに要約一覧を追加する形でIFRS タクソノミの更新に関する所定の承認及びレビュー・プロセスの明確化を提案していた。コメント提供者は本提案に合意し、DPOCは本修正を最終化した。

EY について

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 005991-20Gbl の翻訳版です。

shinnihon.or.jp